

No. 115

2月

広報がたの

市の人口

(1月末現在)

人口	42,174人	出生	121人
男	21,493人	死亡	17人
女	20,681人	転入	452人
世帯数	12,046	転出	371人

昭和48年 2月10日発行 交野市役所秘書課 (92) 0121



まめまきを楽しむ園児たち(あまだの宮幼稚園にて)

ツナヌキ

寒い冬の田

仕事の履物に

ツナヌキとい

う革靴を交野

の農家の人、

それも年寄り

がはいていた。

牛や猪の皮

を麻糸で縫っ

たぶかつこう

で大きな和式

の靴であった。

皮の靴は、古代にもひろ

く用いられていたが、この

風習が明治時代まで各地の

農山村に伝えられて、昭和

のはじめころまでこの地方

でも残っていたのだろう。

保温のために、靴の底に

藁(わら)のシブを入れては

くので冬はあたたかく、し

かも大へん軽いので、ぶさ

いくなかつこうのわりに、

はきよくて仕事もしやすか

ったようだ。

嵐雪の句に「綱ぬきのい

ぼのあとある雨の上」とあ

り、この靴の底にすべりど

めの鉄の打ったのもあった

のか。

農村情緒のあるこんな地

帯も、ゴム靴に押されて今

では姿を消してしまった。

(北)

100歳を迎えた 星田小学校

2月24日、25日に記念行事を行なう

昭和二十九年二月二十八日学制發布ならびに星田小学校創立八十周年を記念して校歌が、制定されてから二十年、ことしで百歳を迎えることになり、二月二十四、五日の二日間にあつて、記念行事が行なわれます。

おもな行事は、記念誌の発刊、記念児童像の建立、記念植樹等で、二十四日は児童を対象に記念式典が行なわれ、二十五日には、一般者と招待者を対象とした式典が行なわれます。

なお、コーラス、奇術、器楽、アコーディオン演奏等も行なわれます。



現在の星田小学校

「学校でなんじやい」子どもが読書のけいこをする所や「うな」「読書のけいこなら寺小屋がある。学校へ呼びよせたら日傭はいくらくれる」等の問答が行なわれたのは、いまから百年前でした。

当時の農家に学校などとは初耳でいっこうに何んのことだかわからなかったよ

星田小学校のあしあと

明治五年四月国中区に分けた時、五区、六区、七区と三区に分けられ、交野郡南十四か村は、五区に分けられた時、星田郷学校

三宅の山の松杉の嵐をしのぎ霜に立つ雄々しき姿仰き見よこれぞ吾らの護なる

桜井 喜一郎 作詞

として慈光寺を借用して星田小学校が産声を上げました。

明治六年五月第五区郷学校は、第六十番小学校と改称され、明治二十六年四月一日には、旭尋常小学校と改称されました。

その当時の修業年限は四か年で、教科目は修身、読書、作文、習字、唱歌、体操ぐらいでしたが、しかし世界の先進国に遅れまいと明治四十二年には、修業年限を六カ年に延ばされ、こうして、明治、大正、昭和と三代にわたった時世の中で昭和二十年終戦を迎えた。わが国の学校教育も大きく改革が加えられ、義務教育は小学校六年、中学校三年に改められていきました。

交通事象による不慮の災難にそなえて、市民交通安全保険制度があります。

家族ぐるみで加入してく

交通傷害保険に 加入しましょう

うだというのも国民の盛り上がりだとして始められたのではなく、政府から突然その学校の設置を命じたのだから、理解せよというものが無理というものでした。

その時の布告をみてみると「その身を立て、産をおさめ、家業をきかんにする。その身を修め、智を開き才芸に長じなければならぬが、それは学校でできるのだ」と教え、また「そのために邑（むら）

に不学の戸（家）なく、一家に不学の人なからしめる」と全国から文盲一掃の大抱負が述べられていました。それから百年星田小学校は、新教育のもとでぞうた百回目の卒業生たちがうまれます。この卒業生たちが次代をにない、きつと理想の世界を築いて行くことでしょう。

百年前において、今日のこの学校教育をだれが予測できたでしょうか。……

ださい。

▼加入者の資格

本市に在住して住民基本台帳法または外国人登録

出張受付日程表

受付日	受付時間	受付場所
2月26日(月)	午後1時～4時	倉治公民館、天野が原集会所
2月27日(火)	午後1時～4時	郡津公民館、幾野集会所
2月28日(水)	午前10時～午後3時	梅が枝集会所、松塚集会所
3月1日(木)	午後1時～4時	寺集会所、森集会所
3月2日(金)	午後1時～4時	私市会館、永大集会所
3月5日(月)	午前10時～午後3時	松下団地集会所、星田出張所
3月6日(火)	午前10時～午後3時	福祉センター

栄養士を さがして います

市立保育所、幼稚園の栄養士を募集しています。

▼資格

一 栄養士免許証を有していること。

二 地方公務員法第十六条の欠格事項に該当しないこと。

三 児童福祉施設最低基準に定める心身ともに健康なものであること。

資格に該当し希望される人は履歴書を人事課に提出してください。

なお、詳細については電話九二一〇一二（内線二三四）まで問い合わせください。

法により登録している人。ただし一人一口です。

▼保険料

年額 三百六十円

満三歳以上中学生までは三百円です。

▼保険期間

四月一日から翌年三月三十一日まで。

中途加入者は申し込みを窓口で受けた時から有効です。

▼支払われる保険金

即死または事故が原因で百八十日以内に死亡した場合五十万円。

けがをしたときは、その程度により二千元から三十万円まで。

新しい町名に秘まった歴史

Ⅱ 天野が原町の巻Ⅱ いまものこるろうの木

二月一日から住居表示が実施された天野が原町に秘められた歴史について交野市古文化同好会（奥野平次氏）から有意義な話を聞かせていただきました。

交野市天野が原の町名がなくなつて、

天野が原町一丁目、二丁目三丁目、四丁目、五丁目と新しい町名ができました。

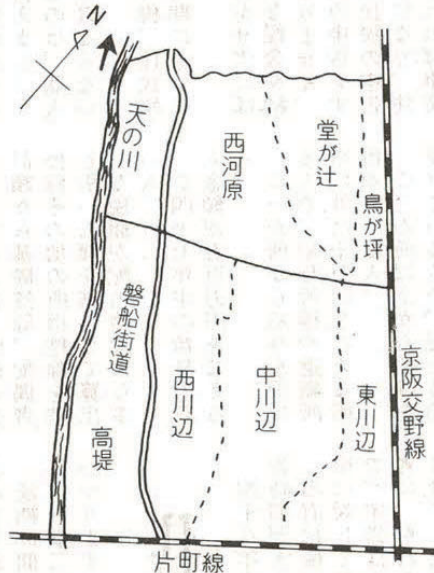
ところが、住居表示により、むかしから使い慣れた大字、小字名が完全になくなつてしまします。

小字名の中には、古い思ひ出の秘まった地域があります。

小字は私市区域では天野川から京阪交野線に向つて高堤、西川辺、中川辺、東川辺で分つています。

私部区域は西河原、堂が辻、鳥が坪とこの小字名は交野線を東に越したところまで続いています。

これらを整理してみると



天野川に閘係がある小字と私市では高堤、私部では堂が辻、鳥が坪と変つた小字名に整理できます。

平安時代後期の交野地方の想像復原図を福祉センターの壁画として描かれた片

ひとつたび大雨があると、上流のはげ山から一挙にその水が洪水となつて流れ下つてきます。

その濁流は大量の山の土砂を押し流してきて、流水のゆるやかに下流の

一帯にそれを広々と沈積するので

むかしこの川にまだ堤のなかつたころ

（天野川堤は江戸時代から積みあげた）

雨がやんで洪水の去つたあとには、その流域に長々と

白い砂礫が続いて残つていたので

現在の天野が原の住宅も洪水のたびごとに天野川に

流された土砂が沈積した川原に出来た町であり、また

鳥が坪（西方の畑）とも呼ばれていて、今から千三百

年程前大化の改新という政治の大変革が起つて、その

時条里制といつて、六町真四角の田を天野川流域に天

田宮の下から枚方市宮の坂のあたりまで基盤の目の様な区かくが作られた。

ところが、六町真四角の田では、耕作にも何かにつけて不便であつた。

そこで縦横を六つに割ると、一町真四角の区かくが三十六で、それを一の坪から三十六の坪まで番号をつけて鳥が坪とは十の坪にあたるところが、かろうじて小字として残つた場所

で堂が辻というのは、別図のように鳥が坪と接して

「とおが坪」とも言われています。

現在、私部の口山の入口（倉治と寺の墓地の東側山すそ）のあたりは一名「こうれんじ」と

言われており、むかし、そこに光連寺と言

う寺が建つていた（しかしその寺跡は発見されてい

ない）。室町の頃に建つたんでし

ようか、昭和四十五年私部想善寺の屋根

の大改修をされた時、御本尊阿弥陀如来

の真上の天井に別室があり

そこらたくさんの位碑と一冊の文書が出てきました。

その最後の頁に次の様なことが書かれています。本尊阿弥陀如来 老体

奉寄進阿弥陀如来 則台座之裏二銘有 貞享元年申子年七月七日 河協交野郡私部村光連寺 什物 施主吉田市兵工

この文書から見ると二百八十九年前には、この寺もいよいよよきかな時期のようだが、その後寺が無住になり、現在の住吉神社と同じ居していた現光寺（明治の初めに廃寺）の住職の管理にも不便をきたすことになつた。

そこで古い代の北田騰造さんの寄進があつて、その光連寺を「堂が辻」に移し、ここにお堂が建つたので「堂が辻」という小字ができた。

高堤は江戸時代に作られたが、磐船街道はむかしからうの道の「と愛されて

は道の西側に十五本の「は

の古木があり、この実から木ろう、つまりろうそくの原料をここで取るために植えられたのであります。

昨年十二月十九日、北か



ろうの木

＝第3期分＝

就園補助金の
請求

第三期分（十一月～三月）

就園補助金を交付しますので該当される人は請求書を提出してください。

途中入園で新しく補助資格のできた園児、および市外の幼稚園に通っている園児の場合は、園長の在園証明書が必要です。

補助金交付期間
二月十九日（月）～
二十四日（土）

補助金額
私立幼稚園児および同保
育所（私的契約児）
一か月一五〇〇円
公立幼稚園児
一か月一〇〇〇円

請求および交付場所
市役所二階幼児対策室

請求および交付場所
市役所二階幼児対策室

請求および交付場所
市役所二階幼児対策室

所得稅 住民稅 事業稅

申告の受付は 二月十六日～三月十五日

税金は、私たちが生活の安定と向上のために、どうしても負担しなければならぬ経費だと言えましよう税金を納めるのは、個人が果たさなければならぬ義務です。

ことしも所得稅、住民稅事業稅の申告時期になりました。

期限内に申告をせずにはつておくとな余分な税金を納めなければなりません。なお、所得稅の申告をすれば事業稅、住民稅の申告をすませたことになり、住民稅の申告をされれば事業稅の申告も同時にすんだこととなります。

つきにあげることを注意して申告をしてください。

所得稅

贈与稅

四十七年中の所得稅、贈与稅の申告と納稅は、二月十六日から三月十五日までです。

確定申告が必要な人

○四十七年中の所得金額の合計額が基礎控除、配偶者控除その他の所得控除の合計額をこえる人。

○四十七年中に配当所得のある人で配当控除を受けようとする人は、所得の合計額から基礎控除、配偶者控除その他の所得控除を差し引いた額を基として算出した稅額が配当控除より多い人。

○四十七年中の給与の収入金額が五百万円をこえる人。

○一か所から給与を受け取る人で、給与所得と退職所得以外に十万円をこえる所得があった人。

○二か所以上から給与を受けている人で、従たる給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の所得額の合計が十万円をこえる人。

申告の相談は早めに
稅務署では所得や稅額の計算方法などの相談に応じていきます。

なお、相談日の指定を受けた人は、決められた日にお越しください。

振替納稅の利用者は
稅務署から送付された納付書に、必要事項を記入し必ず確定申告書を添付の上、稅務署へ提出（郵送）してください。

延納制度の利用を
第三期分稅額の半額以上を納期限（三月十五日）ま

でに納付すれば、殘額を五月三十一日まで延納することができまう。

住民稅

四十八年度市府民稅の申告時期がきました。

市府民稅は、前年中の所得に対して課稅されますので、申告は次の手続きを参考に、もれなく期限内にすませてください。

申告用紙は、給与所得者で勤務先から給与支払報告書のでている人や所得稅の確定申告用紙を配布された人を除いて、本年一月一日現在で本市の住民で何らかの所得があると思われる人に配布しましたが、次の人で申告用紙の必要な場合は稅務課市府民稅係まで申し出てください。

○確定申告が必要でなく
なつた人。

○四十七年中に勤務先を中途で退職し、その後引き続き就職しなかつた人。

源泉所得稅が還付される場合
合があります。

申告のときは、次の欄は

記載しておいてください。
住所、氏名、生年月日、職業、勤務先の名称、所在地、電話番号の欄

なお、稅額計算を電子計算機で行ないますので、申告書の青色印刷部分には記入しないでください。

農業所得については、従来どおり農業所得標準額に基づいて算出し、後日各農協支部長を通じて決定額を通知します。

申告と個人相談

申告の受付は、二月十六日から三月十五日まで、別表のとおり個人相談を兼ねて行ないます。

なお、申告用紙の配布を受けた人で、所得のなかつ

申告と個人相談日程表

月 日	時 間	場 所
2月16日 ～3月7日	9～5	市役所稅務課市 民稅係(1階)
3月8日 ～3月15日	9～5	福祉センター大 ホール(3階)
2月23日	9:30～12	寺集會所
〃	1:30～4	森集會所
2月24、25日	9:30～4	星田出張所
2月26、27日	9:30～4	倉治公民館
2月28日	9:30～12	神宮寺集會所
3月1、2日	9:30～4	郡津公民館
3月3、4日	9:30～4	交野會館
3月5、6日	9:30～4	私市會館

※土曜日・日曜日も実施します

た人や、給与所得者で毎年給与所得から住民稅を天引き徴収されている人は、空欄に次のことを記入してください。
一、所得なし、〇〇に扶養されている。
一、〇〇の事業専従者
一、〇〇大学在学中、〇〇卒業見込み。
一、〇〇会社勤務、勤務先、入社年月日。

同和対策審議會答申

(その十六)

(ト)生活水準

同和地区住民の所得水準は一般に低く、またその向上は先にみた地区産業、職業構成の特徴からも明らかになつていかなる困難な状況にある。

同和地区人口の多くは単純労働、不定期労働に従事し月収額は少なく、しかも一定しない場合が多い。月収は都市農村地区ともに家族的就労による場合が多い。

すなわち収入は世帯主のみに依存することが少なく

配偶者あるいは同居家族員の個別的就労による複合的收入形態の場合が多い。支出については収入額ないしはそれを超える場合が多くみられる。

しかも限られた収入を無計画に支出するという傾向がみられる。

エンゲル係数がきわめて高いのも一つの特徴である収入形態については家族員の勤労収入ないしは一部に単独の自営による世帯が多いが、二人以上の家族員

の勤労収入あるいは勤労収入と事業収入の総合もかなりみられる。

また財産収入、福祉年金失業保険、扶養仕送りなどによせる世帯も僅かながらみられる。

耐久消費財の普及率は全国的にみて低い。ことにミシン、電気洗濯機、テレビは全国平均より低い。

新聞、雑誌の購読率はともにかなり低い場合が多くことに雑誌については、定期購読をするものはほとんどない。

それらの普及率は同和地区住民の所得水準に対応してみられ、低所得階層については経済水準と同様に文化水準の低劣さがみとめられる。

46年度

会計決算認定される

昨年十二月に開かれた第七回定例議会において、四十六年度交野市歳入歳出決算が認定されました。この決算は、一般会計、特別会計をあわせて歳入二十億九百三十三万六千円、歳出二十億七千五百七十三万九千円で、差

交野市会計別決算表

(単位 千円)

会計名	区分	決算額	対前年度率
1 一般会計	歳入	1,864,640	166.0%
	歳出	1,855,738	171.9
	歳入歳出 差引残高	8,902	
2 国民健康保険特別会計	歳入	131,018	126.0
	歳出	118,292	128.6
	歳入歳出 差引残高	12,726	
3 下水道事業特別会計	歳入	112,009	197.2
	歳出	100,170	227.4
	歳入歳出 差引残高	11,839	
4 交通傷害補償特別会計	歳入	1,669	126.5
	歳出	1,539	123.5
	歳入歳出 差引残高	130	
合 計	歳入	2,109,336	164.1
	歳出	2,075,739	170.6
	歳入歳出 差引残高	33,597	

し引き三千三百五十九万七千円が四十七年度に繰越されるため、実質黒字は三千六十九万二千円となっております。会計別決算は、別表のとおりです。

春の火災予防運動 車両の防火も

二月二十八日～三月十三日まで 山林

火事は 局番なし 救急は 一一九へ

春は空気の乾燥と、気持のゆるみによって火災の発生や大火が多いといわれ、消防庁では毎年この時期に火災予防運動を実施しています。

重点を置いてこの運動を強力に推進することになりました。火災から生命、財産、そして緑の山を守るため皆さんのご協力をお願いします。統一標語「慣れた火に新たな注意」重点実施事項

▽たばこの投げ捨てと寝たばこの止めましょう。▽外出のとき、寝るときは火の元を点検しましょう。▽老人、子供、病人などの寝室が安全か検討しましょう。▽水の汲み置きと避難方法

▽ストーブ、こたつなど暖房器具の取扱いに細心の注意をはらいましょう。▽ガスや電気は無理をせず安全に使いましょう。▽市場、工場、作業場など各事業場の防火推進

▽消防用設備(消火、避難通報)の点検と維持管理に努めましょう。

▽危険物を運搬する時は特に安全運転に努めましょう。

▽山林火災の予防

▽たき火は安全な場所を選び後始末を確実にしましょう。

▽たばこの吸がらはその手で必ず消しましょう。

車両防火の推進
▽たばこの投げ捨てはもちろん、禁煙となっている電車やバス内での喫煙は止めましょう。
▽危険物を電車やバス内に持たないよう、にしましょう。
▽車両の点検整備と車庫の管理に留意しましょう。

▽消火器、非常口などの点検と取扱いに習熟しましょう。

▽危険物を運搬する時は特に安全運転に努めましょう。

▽山林火災の予防

▽たき火は安全な場所を選び後始末を確実にしましょう。

▽たばこの吸がらはその手で必ず消しましょう。



＝ 納税の無料相談 ＝

税理士会では税理士記念日の行事として、税に関する無料相談を行ないます。
日時＝2月23日(金)午前10時から午後4時まで
場所＝福祉センター
各税理師事務所(私市 大森正、野田庄逸 倉治 南出照二、私部 根本稔)

2月の市税 固定資産税第4期分

納期限 2月28日

【出張納税場所】

月 日	時 間	場 所
2月21日(水)	9:30～12	私市会館
	1:30～4	永大B集会所
2月22日(木)	1:30～4	倉治公民館 郡津公民館
2月23日(金)	1:30～4	星田慈光寺
2月26日(月)	9:30～12	森・寺集会所
	1:30～4	交野会館

※私部地区は市役所内大和銀行窓口をご利用ください。

固定資産税

課税台帳縦覧

四十八年度固定資産税の課税の基本となる固定資産税台帳の縦覧を行ないます
▽期間 三月一日～二十一日
▽時間 午前九時～午後五時(ただし土曜日は正午まで、日曜日を除く)
▽不服審査 縦覧の結果、課税価格などについて不服がある場合は三月一日から三十一日までの間に固定資産評価委員会に審査請求ができます。

貸借対照表 損益計算書

(単位 千円)

(單位 千元)

勘定科目	借方	貸方	勘定科目	借方	貸方
(資産勘定)			(負債勘定)		
固定資産	1,066,544	83,872	流動負債		59,788
土 地	46,732		一時借入金		45,000
建 物	82,008		未 払 金		1,301
	554,613		前 受 金		5,250
機械及び装置	278,805		その他流動負債		8,237
車輛運搬具	1,685		資 本 金		858,391
工具器具及び備品	7,167		自己資本金		47,350
減価償却引当表		83,872	借入資本金		811,041
建設仮勘定	87,506		剰 余 金	1,249	127,324
借 地 権	7,628		工事負担金		121,659
電話加入権	100		受贈財産評価額		4,685
投資有価証券	300		減 債 積 立 金		980
流動資産	42,398		当年度未処理欠損	1,249	
現金預金	18,140				
未 収 金	18,214		上半期純損失	19,184	
貯 蔵 品	5,564				
前 払 金	480				
小 計	1,108,942	83,872	小 計	20,433	1,045,503
			合 計	1,129,375	1,129,375

勘定科目	借方	貸方
(収益勘定)		
営業収益		81,182
給水収益		50,815
受託工事収益		10,367
その他営業収益		20,000
営業外収益		1,613
受取利息及び配当金		152
雑収益		1,461
(費用勘定)		
営業費用	73,835	
原水及び浄水費	18,301	
配水及び給水費	14,036	
受託工事費	11,029	
総係費	12,911	
減価償却費	17,057	
その他営業費用	501	
営業外費用	28,144	
支払利息及び企業債取扱費	28,144	
上半期純損失		19,184
合 計	101,979	101,979

水道事業は、四十六年度決算で赤字を示してから企業の近代化と給水能力の拡大および企業の合理化に努力をしてきました。

しかし、四十七年度上半期の会計状況に示されるように、財政状態はますます苦しくなっています。

水道事業の内容をお知らせし、みなさんの理解と協力をいただきたいと思います。

財政悪化の原因は、給水人口増による設備拡張に関

業務状況
(9月末)

項 目	47年9月分
行政区域内人口	41,513人
計画給水人口	65,000人
現在給水人口	37,371人
普及率	90.22%
給水件数	11,131件
給配水量	298,936m ³
有収水量	275,278m ³
有収率	92.85%
職員数	29人
職員1人当り配水量	10,308m ³
職員1人当り給水人口	1,288人

する経費の増、また、諸物価の高騰などがある反面、給水収益の伸びはかんばしくありません。

上半期の営業収支では、一千九百万円の赤字を生ずる結果となっています。

それは、修繕費の増加や

減価償却費の増加している点にもあり、四十六年同期の赤字より一千二百万円増えています。

下半期は、冬期に至りますので給水収益の伸びは期待できません。

このままの状態では、将来赤字が年々累積され、長期にわたる財源確保が深刻な問題となつてきます。

そのためには、くらしの水を確保し、市民が安心して使えるためにも適正な料金にする必要があります。

ピンチを迎えた水道事業
47年度上半期会計報告

特に、人口急増都市では保育所、義務教育施設等にかかる経費が増大するとともに、市の固有事業に対す

		44年度	45年度	46年度
人	11	29,886人	34,535人	38,180人
課	番 数	8,308 ^人	9,740 ^人	10,773 ^人
大 災 災 生 件 数		29件	23件	40件
救 急 災 生 件 数		339件	525件	759件
建 築 等 確 認 同 意 数		1,015件	929件	1,195件
危 険 物 取 扱 等 数		63 ^件	82 ^件	111 ^件
消防機関	消 防 本 部			1
	消 防 署			1
	消 防 団	1	1	1
消 防 職 員 数			12人	29人
消 防 団 員 数		233人	211人	218人
消 防 車 台 数		6台	6台	7台
小 型 動 力 ポ ン プ (積載率を含む)		9台	9台	9台
救 急 車 (搬送車)		1台	1台	1台
消 火 栓 数		239か所	243か所	395か所
防 火 水 槽 数		8か所	8か所	11か所
消 防 費 総 額		22,195,854円	30,299,296円	56,690,878円
人11人当り消防費		743円	877円	1,485円
1世帯当り消防費		2,672円	3,111円	5,262円

みなさんは、三割自治といふ言葉を耳にされると思っています。

これは、国と地方自治体との税の配分をいいます。

しかし、仕事に対する経費は、地方自治体に六割以上の負担がかかります。

そこで、地方交付税、補助金、負担金等で地方自治

また、消防費としては、四十七年度予算において、新消防庁舎用地費四千七百万円を含んでいますが、約一億四千万円計上されています。

これは、四十五年度（消防署発足前年度）の約三千万円に比べれば五倍弱になっています。

消防車や救急車がきつてくれるという安心感は金額では表わせないものです。

署では、二十四時間常備体制で水火災の防除、救急出動にそして予防業務にと三機関一体となって任務を遂行しています。

過去二か年の状況は別表のとおりです。

市では、市民生活の保障、社会福祉の増進、教育の充実に努力しています。

これらには、すべて多額の経費が必要であり、限られた自主財源では到底满足のいく行政を行なうことはできません。

市政と財政

(その一)

市政に対する理解をいただきたいと思ひます。

今回は、消防業務についてお知らせします。

四十六年十一月に消防本部、消防署が発足し、現在では消防職員数三十二人、消防団員数二百十八人を数

しかし、みなさんの生命と財産を守るために必要なものです。

火事が起った場合、夜間に子どもが急病になったときでも一一九番さえ回せば

る財源の確保に苦
勞しています。
り、市民税の約半
分になりま

野ねずみ
退治に注意を

二月十二日から
二月末日まで、本
市全域で野ねずみ
退治を行ないはす
毒エサには、タ
リウムを使用しま
すので、人や家畜
には有害です。
田畑などへの立
入りはしないよう
に、また、犬や家
畜などもこの期間

中放し飼
いしない
ように注
意してく
ださい。

詳しい
ことは、
各農協か
市経済課
まで問い
合わせく
ださい。

工場、事業所の
緑化を進めよう

市内の工場、事業所、地域の美化
緑化を促進し職場環境の改善にと
桜の苗木 1,000本を無料で各工場
事業所に配分することになりました

苗木を希望される工場、事業所は
植栽場所を確保し、所定の用紙（
公害防災係で交付）で申し込みく

生活環境課公害防災係
2月20日(火)～
3月10日(土)

苗木の配布日時、場所
3月14日(水)
午後1時～4時
福祉センター前
苗木名 かたの桜(高さ1m)

ま ち の 話 題

重要文化財山添家の母屋 2年ぶりに復元

江戸時代初期の農家の姿がそのまま残っている、国の重要文化財指定の「山添家」の傷みが激しいため、2年計画

で修復作業をしていましたがこのほどその当時の建築すがたに復元しました。

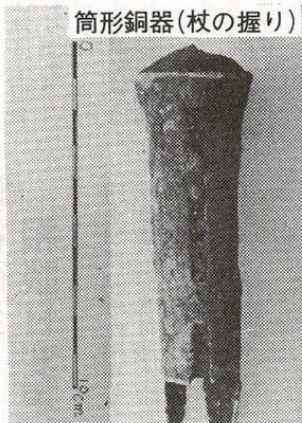


寺地区車塚で青銅器が出土 (物部一族の長の墓か?)

大和朝廷で、蘇我氏とともに大豪族であった物部(ものべ)氏一族の長の墓かもしれないという、5世紀はじめごろの古墳が、寺地区から発見され、青銅製の杖(つえ)の

一部分と思われる筒型の銅器(府下で三つめの出土)と楯などの装飾用としてつかわれたものと思われる巴(ともえ)型の銅器など出土しました。

筒形銅器(杖の握り)



巴形銅器

星田青年会(会長楠田充一氏)では、若者のつどいを行ないバザーを開きました。当日は多くの若者がつめかけ、集まったお金が八千九百円ありました。そこで集まったお金を何かに役立ててほしいと、全額地元之星田身体障害者会長へ贈りました。

星田青年会
身障者へ愛の
おくり物

小田又治郎
(星田)

「すごしたところ
すべてがふるさと」



霊場高野山を西に、他の三方を奈良県に囲まれた和歌山県高野町富貴、ここでも生れた私は十二年を過ごしましたが、物心ついての後半六年間は母と二人の淋しいつらい日の思い出ばかりです。

事業に失敗したどん底で三十六歳の世帯盛りで死んだ父が残してゆく者への心やりなど持てそうはなはずがなく、私達にはきびしい日々でした。

そのせいか私は必要以上に生まれたふるさとに足が向きません。そして感情も湧かないのでいまふるさとを語ろうとすると学生生活を過ごした高野山での十年続いて、か

約九年。星田でようやく落ちついた生活を迎えてなじんで十八年、この後何年かは居つくであろう。

児童文化を探り尋ね、子どものしあわせに心を配っての私の生活、その根拠地星田を私のふるさととしようか、これにも少し無理がある。

それでは私にはふるさとがないのか。

そんな悲しいこと耐えられるはずがない。

そうだ、私の懐かしいふるさととは私が生活を記録してきたすべての地なのだ。私はそう決めることにしよう。

三十八年に設定された星田銃狢禁止区域は、四十七年十二月三十一日に期間が満了しましたが、区域と存続期間を次のように改正して引き続いて設定されることになりました。

一、存続期間
四十八年一月一日～五十八年十二月三十一日

二、区域
交野市道星田南線、府道枚方富田林泉佐野線、寝屋川市と四条畷市との境界線

三、面積
四百二十八ヘクタール

交野市と四条畷市との境界線、四条畷市道北幹線、同市道木戸口線、国道一六三号線および四条畷カントリークラブの敷地の南端から同敷地の東側境界線沿いに北へ進み通称大谷山道に至り同山道を北へ進み十方橋に至り同橋を渡り交野市道紐谷線を北西に進み交野市道星田南線に至る線で囲まれた区域。



星田銃狢禁止
区域一部改正

新用途地域の縦覧

新用途地域の指定にともない、次のとおり案の縦覧が行なわれます。
なお、この案については縦覧期満了の日までに、知事に意見書を提出することができま。

一、縦覧場所
府土木部計画課（大阪市東区大手前之町）

一、縦覧期間
四十八年二月十二日から二月二十四日まで

一、意見書の提出先
府土木部計画課

新用途地域についての問い合わせは、府土木部計画課または市都市計画まで。

消火器販売に注意 —一枚方警察署—

最近ま自治会消防署などの名前を悪用して、家庭へ消火器の購入を勧める事件が起きました。一般家庭で消火器を設置することは望ましいことですが、法的に設置義務はありません。部屋数だけ必要だと言われ、数多くしかも高い値段で買わされることのないよう注意ください。 unnecessary なときは、はっきりと断れること、不審な者を発見したり、困ったときにはすぐ警察署に連絡してください。

変質者に注意

最近市内の各小学校附近で、下校時をねらった児童へのいたづらが続発しています。犯人は、中年の男で児童に住所を聞くような素振りや近づきすぎます。

保護者のみなさんは、毎朝お子さんに、一人でなくグループで通学路を下校するように、また、不審な男に声をかけられたら気を付けて注意しましょう。

保険税の納付に協力を

国民健康保険税の滞納者がふえる傾向にあります。このままでは、国保事業の運営に支障をきたす恐れがあります。そこで

国保係では督促をし、滞納者の根絶と納期内完納をはかるため、被保険者に協力を呼びかけております。なお、何かの事情でやむをえず保険税を納められない人は国保係の窓口で相談ください。お問い合わせは、生活環境課国保係、電話九二一〇一二一、内線一二三まで。

精神衛生 相談日変更

四条囃保健所の精神衛生相談日は、従来毎週水曜日でしたが、二月から金（午前十時から午後三時まで）になりました。

スケート教室参加者募集

初心者の方も
ふるって参加ください

- 1.日時 2月21日(水)
午前10時～12時
- 2.場所 桜の宮スケートリンク
- 3.費用 350円(滑走料、貸靴料、指導費を含む)
- 4.申込み先 2月19日までに参加費用を添えて教育委員会保健体育係まで。

みなさんの声をおよせください

市民皆様の声を広く取り上げたいと思っています。町の話題、ふるさとの思い出、交野の自然、皆さんが思っておられること、広報に対する意見など、どんなことでもけっこうです。およせください。

宛先 秘書課公聴広報係 TEL 92-0121(内線227)

第1回採石業務管理者試験実施

- 1.願書受付期間
2月12日(月)～17日(土)午前9時30分から午後4時(土曜日は正午)まで
提出書類は大阪府で交付
- 2.願書提出先
大阪市東区大手前之町2
大阪府商工部工業課採石係
TEL 06-941-0351(内線2627)
- 3.試験日時
3月25日(日)午前10時から正午まで
その他詳しいことについては府庁、工業課採石係まで問い合わせください。

善意銀行 だより 横断旗を寄贈

社会福祉協議会から本市交通安全対策協議会へ歩行者の安全横断を願って、横断旗を百本寄付していただきました。

私市の川本季子さんから自宅の石垣が某建設会社に破損された補修費と町内会の委員報償費の計五万二千五百円を寄付していただきました。

この暖かい善意に厚くお礼申し上げます。

くらしの相談

相談内容 法律相談、交通事故相談、商工相談
住宅相談、花と緑相談、府政相談、市政相談、その他
日時 3月6日(火)
午前10時～午後4時
(法律相談のみ午後1時～4時)
場所 寝屋川市香里南之町16-15
農協会館3階 会議室
(ポピーショップ)
京阪香里園駅下車すぐ

趣味の「家庭園芸」



庭木のつくり方

一般に、普通の庭には三十種ほどの庭木があると思われま。

樹木には、それぞれの特性があるので、つくり方の一番早道は名前を知ることです。

植木を買った場合、その植え場所、移植時期、手入れについて説明しましょう。

▼植え場所

(1) これから先の木はどれくらい伸びるかを調べます。

あまりのびても近所迷惑です。

また、根は直根性が浅根性かをみます。

例……ヒマヤスギ・ケヤキ

(2) 日当たりを好むか、日陰に耐えるか、半日ほど日陰になるのがよいかなど

を店に聞いておきます。樹木には小さいときは陰樹で大きくなって陽樹になるものもあります。

例……ブナノキ

(3) 常緑・落葉・花木などの区別もし、その木の個性美が在来の木とよく調和するように配植します。

▼移植時期

(1) 落葉樹の場合十一月始めから十二月中旬頃、または二月中旬から四月上旬頃の活動期にはいる萌芽直前が一番よい。

(2) 常緑樹の場合四月中旬から梅雨頃、または九月中旬から十月中旬頃で成長がゆるやかな頃にします。

(3) ふるさとが南方にあるものは五月中旬頃から梅雨までです。

例……クスノキ・キョウチクトウ

(1) 庭木のなかには整枝せ

ん定をするものとしな

のがあります。

つつじなどは丈夫で刈

みの練習には最適です。

しかしこのように春に咲

く花木は七八月にかけて

花芽が分化するので花後

にすぐ行ないます。

(2) カエデ、サクラは、せ

ん定しません。

サクラを切る場合は切口

がくさらないようにコール

タールを塗ります。

(3) マツは四五月にかけ

てミドリを適当な長さに摘

みます。

また十一、十二月頃葉を

むしります。

これがもみあげです。

マツは陽樹なのでどの枝

にもよく日が当たるように

しましょう。

(注)ミドリマツは四月に

新しい枝の先端に雌花、

その下に雄花をつけます。

その状態をミドリとい

ます。

▼庭木は健全な苗木を選ぶ

こと。

植えるときは少し土を盛

つて根ぐされしないように

すること。

これらに気をつければ多

少条件が悪くてもよく育ち

ます。



短歌

妹の羨頼みて出代りぬ手
文庫譲り嫁ぎゆく姉

菊井 幽堂

寒行のうちわ太鼓の人々
が冬雨の中着ぶくれて過す

中野 千鶴

霜にぬれて咲く山茶花の
強き色に心も立ちて夫を見

送る

若き日に薪背負いしこの
山も時代の波かゴルフ場と

なる

母を訪う旅路しづけき内
海の大島あたり帆影動かず

森田 泰子

みごもりし娘のひざにこ
ろびたる白き毛玉は何かあ

まれゆく

元日や朝露ふみて交野山
若人達にも負けじと急ぐ

住江 喜代

たそがれの旅路にありて
われ恋うる暫し目とじ静

藤原 フク

交野俳句会

(互選会)

日時 二月二十五日(日)

午後一時から四時

場所 福祉センター

題 当季雑詠 五句

当日参加できない人は前日までに、私部二六〇の二七竹村拓浪まで郵送ください。

互選句

落葉焚く

素足の僧の縄鼻緒

一江

ははき目の

崩れぬ程にしぐれけり

ひろし

枯野来て

葉書一片投函す

豊

余生といふ

淋しき言葉草紅葉

定江

冬晴れや

土にはりつく草ばかり

万智子

この顔にピンと

きたら一一〇番

〓枚方警察署〓

警察におきましては、二月中、殺人や過激派などの

かに想ふ
奥野 喜子
元朝や俸の着付手伝ひて
佳き人願ふ初詣かな
厚主 一江

▼短歌は秘書課公聴広報係へ投稿してください。

人形劇 サークルへのおさそい

子どもにより良い文化をすばらしい夢を、母親の手でプレゼントしよう。各地から母親達の読書、人形劇のサークル誕生がたえられていきます。

交野の子ども達にもすばらしい人形劇を、とサークルをつくりました。子供達の幸を願い、楽しい人形劇で母と子ども達の話し合いをもつと深めるために私でもやれそうよ、と思われのお母さんはご連絡ください。

こちらにも全く素人です。なんとか楽しくやりましょう。

私部向井田 岡崎元子
TEL 九一八七二三

親の会 2月の行事

▶「さ 舟会」会議 午後7時～10時
日時 2月14日 福祉センター
▶「さ 舟会」発表会 午前10時～12時
日時 2月21日 福祉センター

指名手配被疑者の検挙推進をはかることにしています。各派出所、駐在所およびその他の出入りが多い場所に手配写真を掲出しています。市民のみなさんご協力をお願いします。

行事カレンダー

2/13(火)	ジフテリア及び三種混合予防接種2回目 (1:30~3) 交野会館 交通相談(1~3) 福祉センター 保健婦相談(1:30~3) 福祉センター 肢体不自由児教室(10~12) 福祉センター	27(火)	保健婦相談(1:30~3) 福祉センター 国民健康保険税と国民年金保険料徴収 (10~3) 福祉センター 肢体不自由児教室(10~12) 福祉センター
14(水)	ジフテリア及び三種混合予防接種2回目 (1:30~3) 星田出張所 幼児教室(10~12) 福祉センター 家庭児童相談(1~4) 福祉センター	28(水)	国民健康保険税と国民年金保険料徴収 (9:30~11) 倉治公民館 幼児教室(10~12) 福祉センター 家庭児童相談(1~4) 福祉センター
15(木)	ジフテリア及び三種混合予防接種2回目 (1:30~3) 私市会館 法律相談(1~4) 福祉センター 人権相談(1~4) 星田出張所 肢体不自由児教室(10~12) 福祉センター	3/1(木)	国民健康保険税と国民年金保険料徴収 (10~3) 星田出張所 法律相談(1~4) 福祉センター 肢体不自由児教室(10~12) 福祉センター
16(金)	ジフテリア及び三種混合予防接種2回目 (1:30~3) 福祉センター、倉治栄町集会所 離乳食講習会(10~12) 福祉センター 家庭児童相談(10~4) 福祉センター	2(金)	家庭児童相談(10~4) 福祉センター
17(土)		3(土)	
18(日)	日曜診療(10~12) 福祉センター	4(日)	日曜診療(10~12) 福祉センター
19(月)	幼児教室(10~12) 福祉センター 児童相談(10~12) 福祉センター 家庭児童相談(1~4) 福祉センター	5(月)	幼児教室(10~12) 福祉センター 児童相談(10~12) 福祉センター 家庭児童相談(1~4) 福祉センター
20(火)	肢体不自由児教室(10~12) 福祉センター	6(火)	肢体不自由児教室(10~12) 福祉センター
21(水)	巡回赤ちゃん検診(1:30~3) 福祉センター 固定資産税第4期分納入(9:30~12)私市会館 (1:30~4) 永大B集会所 心配ごと相談(2~4) 福祉センター 幼児教室(10~12) 福祉センター 家庭児童相談(1~4) 福祉センター	7(水)	幼児教室(10~12) 福祉センター 家庭児童相談(1~4) 福祉センター
22(木)	固定資産税第4期分納入(1:30~4) 倉治公民館、郡津公民館 肢体不自由児教室(10~12) 福祉センター	8(木)	肢体不自由児教室(10~12) 福祉センター
23(金)	固定資産税第4期分納入(1:30~4) 星田慈光寺 家庭児童相談(10~4) 福祉センター 園芸相談(1~4) 福祉センター	9(金)	巡回赤ちゃん検診(1:30~3) 星田農協 家庭児童相談(10~4) 福祉センター
24(土)	国民健康保険税と国民年金保険料徴収 (9:30~11) 森・寺集会所	10(土)	結婚相談(1~3) 福祉センター
25(日)	日曜診療(10~12) 福祉センター	11(日)	日曜診療(10~12) 福祉センター
26(月)	固定資産税第4期分納入 (9:30~12) 森・寺集会所 (1:30~4) 交野会館 国民健康保険税と国民年金保険料徴収 (9:30~11) 私市会館 (1:30~3) 郡津公民館 幼児教室(10~12) 福祉センター 児童相談(10~12) 福祉センター 家庭児童相談(1~4) 福祉センター	12(月)	幼児教室(10~12) 福祉センター 児童相談(10~12) 福祉センター 家庭児童相談(1~4) 福祉センター
		13(火)	ジフテリア及び三種混合予防接種3回目 (1:30~3) 交野会館 保健婦相談(1:30~3) 福祉センター 交通相談(1~3) 福祉センター 肢体不自由児教室(10~12) 福祉センター
			∴ジフテリア——昭和48.4.小学校入学の者 ∴三種混合予防接種(破傷風、百日咳、ジフテリア) 初回——生後3~6か月の者 追加——初回(3回目)後12~18か月の者 ∴巡回赤ちゃん検診——生後4~5か月の者の通知者